

平成19年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成19年 2月26日 午前10:00

○散 会 午後 2:59

○出席議員（22名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 成田進	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 村井政克
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	石川光男	助 役	鑑利行
教育長	小林洋	総務部長	大越宏
産業建設部長	伊藤賢志	市民生活部長	菅生一也
福祉保健部長	門間鋼悦	教育次長	山平東
総務課長	鈴木公悦	総合政策課長	鈴木司
財政課長	澤井昭	税務課長	伊藤正
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
都市整備課長	鎌田洋一	会計課長	櫻庭新悦
収納課長	中泉作右衛門	追分出張所長	櫻庭久俊
財政課長待遇	三浦喜博	下水道課長	藤原貞雄
水道課長	小林健一	総務学事課長	佐藤磐
市民課長兼飯田川庁舎 総合窓口センター長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆

生活環境課長	鈴木 鋼 生	健康課長	川 上 秀佐男
生涯学習課長	丸 谷 昇	スポーツ振興課長	根 一
国体事務局長	菅 原 徳 志	高齢福祉課長	門 間 裕 一
昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木 博 信	天王庁舎総合窓口センター長	伊 藤 清 孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊 藤 正 吉
--------	---------	-----------	---------

平成19年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成19年2月26日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、19番大谷貞廣議員、11番藤原典男議員、17番中川光博議員、16番菅原久和議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願い致します。

19番大谷貞廣議員の発言を許します。19番。

○19番（大谷貞廣） 皆さんおはようございます。2期目にしてトップバッターと、非常に今日は緊張しております。宜しくお願いします。

それでは、通告に従いまして2項目3点の質問をさせていただきます。

第1点なんですけれども、産業振興と企業誘致についてです。

我が国の景気は昨年、高度経済成長期57か月続いたいざなぎ景気を抜き、戦後最大の拡大を記録したが、本市はその波及効果や実感とは逆に、中央との格差が拡大し、景気回復の実感、恩恵に預かっていない人が多いのではないだろうか。

1月22日、東北財務局が東北6県の経済情勢を「緩やかに持ち直し続く。本県など据え置き。6県の生産活動は電子部品、デバイスが好操業を続けるなど緩やかに上昇。企業収益は増益見込みとなっている」と報告されております。本県が国内景気の波に乗り切れない理由は、民需主体の製造の集積不足という産業構造、官需への高い依存や人口減が課題とされております。

県は、食品加工産業の育成、自動車産業の振興策の一環として県事業立地促進資金の拡充、また、日銀秋田支店の航空機産業と自動車産業の集積構想の発表、本県が安定的な経済成果をとげるには電子関連に偏った産業構造の改革が不可欠とし、産学官と金融を加えた4者結集して両産業を育成するよう提言としているが、本市を取り巻く産業環

境は一段と厳しいものと考えます。しかし、合併後も人口の増加を続け、生産人口、これは平成17年の国勢調査なんですけれども人口も生産人口も全県トップにある現状、住民の豊かさと若者の定住、生活安定をもたらす雇用の拡充を図るためにも、人的資源、立地環境も整備され、本市飛躍発展の裏づけとなる財源の維持確保と財政逼迫の現状を打破するためにも、地元産業の振興と企業誘致に取り組むべきと考えております。お考えを伺いたい。

第1点は、地元企業の振興支援策と新たな企業誘致にどのように取り組んでいるのか。

2点、新規参入企業に対する行政的配慮、取り組みはあるのか。また、あるとしたらそれはどのような取り組みなのか。宜しくお願い致します。

次に、市民参加で国体を成功に向けてでありますけれども、わか杉国体、地元開催、相撲競技、レスリング競技少年の部もカウントダウンに入りました。まごころ国体と賞賛された国体から半世紀、当時と今では国体自体も相当変わったし、社会の構造も変革した。秋田県の潟上市を全国にいながらにしてPR、地産の営業ができるまたとない機会であります。秋田経済研究所の試算によれば、秋田わか杉大会の経済波及効果は約1,000億円にのぼると。この費用を生かすか殺すかは今後の地元の取り組みにかかっているとされておりしております。

かたがみ国体だよりでも、市民総参加のもとで成功に導きたいと企画専門委員会で語られております。いうまでもなく大会は成功させねばなりません。競技は短期間で終了するがゆえに潟上市を全国に認知度を上げねばなりません。各地域の組織、役割分担も決まってまいりました。地元機関の取り組みはあるのか。あるとしたらどのような取り組みなのか伺いたい。

以上2項目とも既に施政方針の報告でありましたけれども、宜しくお答えください。終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番大谷議員のご質問にお答えを致します。

産業振興と企業誘致について。

昨年の6月定例会において、潟上市工場設置条例の一部を改正し、奨励措置の対象業種範囲を拡大するとともに企業誘致活動を有益にするため、潟上市超高速通信網（通称Bフレッツ）のサービスを実現し既に運用されております。ちなみに県内では本市の団地と秋田市の七曲工業団地のみの通信網整備となっております。

そこで1つめのご質問の地元企業の振興支援策と企業誘致の取り組みについて申し上げます。

本市の企業振興支援策としては、潟上市中小企業融資あっせんに関する条例と潟上市工場等設置奨励条例があり、融資あっせん条例では、本市に1年以上住所または事業所を有し、現に事業を営んでいる市税完納者を対象に1企業700万円を上限として事業資金を融資する制度であり、利用者の保証料の全額を市が負担する内容で、現在、市が金融機関に預託する6,000万円の5倍に当たる融資枠の3億円に近い年間の利用状況となっています。

一方、工場等設置奨励条例は、製造業に必要な生産施設をはじめ情報サービス業や運送業・倉庫業および電気機械器具修理業のほか商品検査業、自然科学研究所など多岐にわたる工場等の新設または増設に対して、定められた投下固定資産や新規常用雇用者を勘案し、5年間にわたる固定資産税の課税免除や雇用者1人につき年額10万円を3年間・500万円を上限とする奨励措置で、昭和工業団地の設置事業者のほとんどが利用し、企業誘致の促進と雇用機会の拡大につながっています。

また、秋田県が実施している低金利の融資制度や製品開発・研究、人材支援といったコーディネート支援などもあり、今後も地元商工会や関係団体と連携を図りながら地元企業の振興に努めたいと思っております。

次に、企業誘致の取り組みについては、潟上市となり平成17年5月フカイ工業が、また平成18年9月には秋田秋印運輸が操業を開始し、昭和工業団地への立地企業は8社となっております。

このほか行政報告でも述べましたが、新たに本年9月の操業を目指す1社が工場設置に向けて準備を進めております。また、昨年8月にフレッシュダイナーが工場を拡張するとともに、フカイ工業も本年度施設の拡張が予定され、新たな雇用機会の拡大が期待されます。

このように誘致済み企業のアフターフォローも含めて企業の誘致と既設企業の業務拡張に努めてまいりましたが、さらに県に直結した情報の収集などを図るため、19年度は職員1名を秋田県産業経済労働部商工業振興課誘致企業室に出向させ、20・21年度の2年間は秋田県の東京事務所へ派遣する予定であります。

次に、2つめの新規参入企業に対する行政的配慮、取り組みについて申し上げます。

新規参入企業の言葉の定義はさまざまあるかと思いますが、潟上市には新たに起業、

つまり事業を興される方や事業者への支援策として制度化したものはございません。しかし、市が形を替えて支援した事例として、昨年、市内の建設事業者が異業種に新規参入し生産した木材チップを種苗交換会の会場整備に使用するなど、今後も参入後の支援についてもできる限り配慮してまいりたいと考えています。

また、秋田県やあきた企業活性化センターなど関係団体には、創業人材育成事業や創業支援資金および融資保証など創業準備や企画段階での各種支援事業があり、異業種に参入しようとする方や企業には有効な支援措置となっております。

市としましては、まずは地元商工会と連携した支援相談窓口などの周知を図ることが第一と考え、県をはじめ関係商工会等と今後も連携を深め対応してまいります。

私は日ごろ企業の誘致にあたっては、あらゆる人脈を介しての情報収集と素早い行動が最も効果的で大事だと考えています。幸いにも潟上市には首都圏に3つのふるさと会があり、さまざまな方面で活躍されている人材が沢山おりますことから、今後もこのような組織・人脈などを生かして企業誘致に結びつく糸口を探ってまいりたいと考えておりますので、議会ならびに関係者の各般にわたるご支援をあわせてお願いいたします。

次に、市民総参加で国体を成功に向けてについてお答え致します。

半世紀の時を経て、いよいよ秋田わか杉国体が開催されますが、全国から選手・役員・観戦者等、延べ人数で約33万2,000人が来県するものと予想されております。本市においても、相撲・レスリング両競技の関係者で延べ人数で約8,000の方が県外から来訪するものと予想されます。

大谷議員のご指摘のとおり、国体開催が新市潟上を全国に発信できる絶好の機会であると認識しているところです。市民3万6,000人のまごころを提供して、選手たちが気持ちよく競技に打ち込める環境づくりをと願っているところであります。市民ひとり一役として国体にかかわっていただく方針のもと民泊を計画しております。

国体開催期間中は農家にとって多忙な時期でもありますが、ぜひともご協力をお願いする次第であります。現在、民泊拠点施設での調理メニューに潟上市の農産物（お米・果樹・野菜・佃煮など）を提供する方向で、市標準献立検討委員の方から標準献立を作成していただいております。選手・監督等には地元でつくられた秋田こまちをプレゼントして全国にPRできないか、潟上市認定農業者協議会と話し合いを進めております。また、特産品の販売促進などについても、今後、商工会や農協と協議してまいります。さらには市ホームページを充実させ、常に全国発信してまいります。

国体を単なるイベントとして終えることなく、この一大イベントをやり遂げた、成し得たという自信が今後の市民の活性化イコール行政との協働認識の高揚に結びつくものと思っているとあります。

国体開催まで7か月余り、職員も一丸となって取り組んでまいりますので、議員の皆様からもこれまで以上に特段のご支援、ご協力をお願いを申しあげる次第であります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 19番、再質問ありますか。19番。

○19番（大谷貞廣） ただいまいろいろご説明ありましたんですけども、企業誘致は一朝一夕にはなかなか難しいものと考えております。先ほど県の産業労働部に1年間出向させると、こういうお答えでありましたんですけども、私はこの潟上市がこれからゆうゆう発展するためには、それだけにこだわることなくして、産業課というものを充実、しかもシンクタンクのような形にさせていただきたいなと思っておりますんですけども、ここいら辺と。

またもう1つは、その産業だけにこだわることなくして地域の持つ魅力。つまり金銭では図りかねない、図れることのできない豊かさなどのPR等もどういうものかなと思っておりますけれども、そこら辺をひとつ宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問の1点め、企業の職員を派遣する、これだけで企業誘致が図ると私は毛頭考えておりません。最初に申し上げましたが、企業誘致については特効薬はないと、あるのは人脈だと、こう言われておりますので、それも職員の派遣も一環して、職員は3年間、直東京に行くということは職員の負担にもなりますし、やはり今4市町村で派遣しているようですが、やはり初めっから東京に行くとノイローゼになるという人も出ておりますので、1年間は県の方へ派遣して、そこで勉強し人脈をつくり、それから2年、3年と東京の事務所にやるということで、冒頭に申し上げましたがこれのみではありません。

そしてシンクタンク的なものを作成したらどうかということでございますが、先ほど大谷議員の産学官と、それから金融を含めたそういう面もこれから検討してまいりたいと。

2点めの魅力のPRについては当然でございますので、この後、潟上市の魅力というのはホームページを中心として活用してまいりたいと思っております。

○議長（藤原幸作） 19番、再々質問ありますか。

○19番（大谷貞廣） ありません。宜しくお願いします。ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これをもって、大谷貞廣議員の質問を終わります。

11番藤原典男議員の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男です。平成19年3月議会を準備されました市長はじめ関係の各課の職員の皆様、大変御苦労さまでございます。また、朝早くから議会の傍聴にご参加の市民の皆さん、本当に大変御苦労さまでございます。

例年がない大雪の次の年は雪の積もらない、これまた例年がない冬ですが、除雪費用がかからないとほっとしているのもつかの間、地方交付税の減少で年間予算の編成には市長はじめ関係各課の職員の皆さんの大変な御苦労があったこととお察し申し上げます。今年の最大イベントであるわか杉国体の取り組みの中で、本県本市に来た方へもう一度今度はゆっくり来たいという印象とアピールをしてぜひ成功させたいと微力ながら思っているところでございます。

それでは、今後の潟上市民の生活にかかわる点について3点ほど一般質問させていただきます。宜しくお願い致します。

第1点めの質問は、4月より窓口払い免除となる高額療養費の本市での扱いについて質問致します。

今までは70歳以上の方は適用となっておりましたが、今度は70歳以下の方も病院などにかかり1か月の医療費が高額になる一定限度以上になった場合に適用される高額療養費の制度が制度改正により、窓口での所得に応じた自己負担分を払えばよいことになるようです。今までであれば請求額どおり医療機関に払い、後から払い戻しを受けるか、または役場の窓口で高額療養の立て替え制度を申し込みして対応するというものでありましたが、今年の4月からは改善され、限度額を超える分については医療機関での窓口払いが免除されることとなります。これは多くの患者団体や医療機関など国民の運動と要求が実って実現したものです。自己負担限度額は所得により異なります。1か月当たり上位所得者は15万円にプラス医療費のかかった分から50万円を引いた1%、一般の方は8万100円にプラス医療費のかかった分から26万7,000円を引いた額の1%、低所得者は3万4,500円と据え置きですが、ただしこの新制度を利用するためには所得に応じた自己負担限度額を証明する認定書の交付を受けなければなりません。国保の方は市町村役

場の窓口、政管健保の方は社会保険事務所、組合保険の方はその組合それぞれに申請する必要がありますが、私は市町村で扱う国保に関する取り扱いについて質問致したいと思います。

この制度を利用できる方の対象は、厚労省の検討中の省令では、国保税・国保料の滞納者については特別な事情がある場合や市町村が認める場合を除いて原則として認定証を交付しないとする方針のようですが、国保の短期者の場合はどうなるのか、資格証明書の方はどんな扱いにするのか伺いたいと思います。短期保険証の方は全額納められなくて滞納はあるものの、分納の約束をして真面目に納めている方が対象となりますが、納めていても滞納には違いないので、この方たちの扱いはどうするか伺いたいと思います。また、資格証明書を持っている方については保険税を払いたくとも生活が苦しく生活していくのがやっとなという方もいるのが実態だと思いますが、事は市民の命にかかわる問題です。体の具合が悪くて入院、手術が必要だといわれた。医者にかかりたいけれどもお金がなくてかかれないなどにより、医療機関での受診をやめてしまえば大変なことになると思います。病気を苦に自殺とか、医者にかかれず孤独死とかになると誰が責任をとるのか。もしこのような事態が潟上市で起きれば、国保業務を預かっている潟上市の責任は重いものがあります。

いまや国民健康保険税を滞納している方は全国的には厚生労働省が06年6月1日現在で状況をまとめたものによると、480万5,582世帯で、1年間滞納して保険証がなく資格証明書を発行された世帯は35万1,270世帯にのぼり、日本中に貧困と格差が広がるもとでいずれも過去最悪となりました。滞納世帯は05年より約10万4,000世帯も増え、国保に加入している世帯の19%を占め、資格証明書の発行は約3万2世帯増えました。短期保険証発行の世帯は約15万世帯増え122万4,849世帯にのぼりました。この傾向はこの潟上市でもそのとおりに反映しております。資格証明書では病気の窓口でいったん医療費の全額を患者が支払わなければなりません。その結果、経済的困窮から保険料を払えない人が病院に行くのを我慢した結果、手遅れで死亡する不幸な事態が全国で相次いでいます。短期保険証の方にも資格証明書の方にも命にかかわる医療を受ける権利はあります。短期保険証の方、資格証明書の方への高額療養費の証明書の発行の扱いはどう考えて対応するのか伺いたいと思います。

第2点めは定率減税半減による保育料への市の対応について伺います。

ご承知のように定率減税は04年までは所得税の税額の20%の減税、個人住民税の所得

割は15%でしたが、05年に改悪され、18年度分、06年分の所得に応する定率減税は所得については税率の10%に、個人住民税の所得割については06年6月納入分から税額の7.5%とともに2分の1に切り下げられ、07年から廃止されることになりました。06年納入分の個人住民税所得割の税額は課税所得割金額により5%・10%・13%となっておりましたが、07年度納入分から都道府県民税4%プラス市町村民税6%、合わせて一律10%と改悪されます。その他、住民税の均等割なども変更となります。この中で現在国や県でも少子高齢化への対応として、特に子育て世帯に対する支援策を考えて実施しようとしています。これは新たな税金面での負担があるかどうかは別にして、子供を生み育て教育を保証していく上で行政としても支援が必要だという認識のもとに対応していることですが、ご承知のように税金面では定率減税の廃止によりサラリーマン家庭だけでなく年金生活者の方にも税金負担が新たに重くかかることとなります。若いお父さん、お母さんが子供を保育所に預け仕事を行うことは、いまや社会では当たり前のこととなりましたが、保育所に子供さんを預ける上でこの面での負担がないように、むしろ保育料での負担を軽くしていくことは自治体の仕事ではないでしょうか。この保育料の算定の仕方は生活保護世帯、住民税非課税世帯、市民税のみ課税世帯、そして所得税の額によるそれぞれの段階での保育料により決められますが、定率減税の半減や廃止により税額が変わり、そのことにより保育料も上がることとなります。一昨年と手取り収入が全く同じでも、税率の改正により負担が多くなるのは大変なことです。これは介護保険料についても非課税世帯から課税世帯になっただけで、収入が変わらなくとも毎月の掛け金が上がることとなります。保育料については新たな父母負担がないよう、厚生労働省は各都道府県、市町村に所得基準額の変更の手続きをするよう通知を出しましたが、今のところ各市町村の対応は変更決定したところもあれば、検討中とか通達が出ているのもわからないというばらばらな対応です。所得税が上がっても所展税区分を変えることにより保育料を上げない措置を求めているわけです。国の基準によれば05年の所得税が夫婦6万2,400円の世帯は06年度の保育料は3万円ですが、ところが06年の定率減税半減により同じ収入の世帯の所得税が7万2,000円となり、それに伴い月1万5,000円の4万4,000円の負担増となります。年間では17万円以上のアップ負担増となります。潟上市の場合には国で決めた基準より保育料を低く設定しておりますが、新たな父母負担がないよう軽減するための対応はどうかということ伺いたしたいと思います。

質問の第3点に入ります。今後の潟上市の水道事業に対する計画について伺います。

安全で安心な水の安定的供給は潟上市総合発展計画にもあるように大変重要な位置づけをされておりますが、給水人口の増加や宅地開発により給水量の増加や配水管の増設、水道管に含まれるマンガンの除去などに対応した水道事業としてこれからが本市としての計画の発案と推進と思われませんが、ほぼ永久的な水道水の水源確保の場所を含めた計画案、また、現在市では利用地域により水道料金の不均一があるが、統一に向けた計画案、災害時の飲料水確保のための計画案などについて、これらを円滑に進めるためにどのような包括的計画案を検討しているのか伺いたいと思います。料金の統一については、合併協議会の中で当面今のままでいくというようなことでしたが、これも統一に向けて動き出す年と思われます。また、依然として上水道未給水地域からは「早くこの地域にも水道を通してほしい」という根強い要望があります。こういった要望については、行政側としてもある程度の計画年度を明示していくべきではないのかと思われます。まだ具体的なことは今後の検討事項としても、計画の一端についてご答弁願いたいと思われます。

以上3点にわたり質問致します。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 11番藤原議員の一般質問にお答えを致します。

1点めの4月より窓口免除となる高額療養費の本市での扱いについて。

高額療養費は、1か月ごとの医療費に対する自己負担が一定額を超えた場合、その額について手続きをすれば戻ってくるという制度であります。この4月診療分から70歳未満の方は、国民健康保険証と限度額適用認定証を提示すると医療機関での支払いが自己負担限度額となります。

ご質問の主旨であります、滞納されて資格証明書を交付されている方が診療を受けて高額療養費対象になった場合に限度額適用認定証を交付する考えがあるかということでございますが、限度額適用認定証の交付は国民健康保険税の滞納がないことが確認できた場合に限って行うことになっております。これは国民健康保険税が医療費や高額療養費等の大事な財源であるためであります。

国民健康保険税滞納者には納付相談を行い、分納誓約書を取り交わした方には短期被保険者証を交付しております。また、高額療養の申請があったときには高額医療費の支給を行っておりますので、今後も限度額適用認定証を交付する考えであります。

一方、資格証明書を交付している世帯数は、19年1月末で102世帯であります。滞納

者には分納等の納付指導を行い、分納誓約を取り交わしている短期被保険者証の発行に切りかえていきたいと思っております。資格証明書交付者に対する限度額適用認定証の交付については、国からの省令等がまだ来ておりませんので省令が来た時点で個々の状態を確認して対応していきたいと考えております。

2点めの定率減税半減による保育料への対応について申し上げます。

保育料の算定は、所得税額等保育料基準額表により入所児童の属する世帯の階層区分ごとの所得税額に応じて徴収金基準額（月額）が定められておりますが、ご質問のとおり、定率減税が20%から10%に半減されることにより、所得税が収入金額および諸控除が前年と全く変わらなかった場合、増額（1.125倍）になります。

厚生労働省および県の連絡により、国では階層区分の所得税額引き上げの一部改正を実施することになっております。

本市としても、保護者の負担増にならないよう、国の保育所徴収金基準額表の改正と合わせて平成19年度の保育料基準額表を改正する方針で実施してまいりたいと存じます。

なお、平成19年分の所得税については税源移譲により所得税率が改正になるため、平成20年度にあたっては保育料基準額表の改正等の必要が生じてくると思いますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

3点めの今後の潟上市水道事業に関する計画案について申し上げます。

水道事業の今後の方向性を探るため、平成17年度に基本構想を策定し、現状の把握、課題の抽出等を行い課題解決に向けた対応、目標の設定を行ったところであります。抽出された諸課題に向け、平成18年度は基本構想をもとに基本計画の中で旧昭和地区に1か所、旧天王地区に1か所の新水源候補地を設定し、揚水調査や水質試験を実施致しますが、基本構想での平成24年の予定1日最大給水量は現未給水区域分を含めて1万2,500立方メートルとなっています。

平成19年度も引き続き基本計画（その2）の中で新水源地としてのより細かな調査を実施し、水道事業の方向性を明確にしていきたいと考えています。

また、水道料金の統一に向けた計画は合併協議会の確認事項でもありますが、旧町時代にも個々に長い間格差を抱えながら統一できなかった背景を考えてみますと、もう少し時間をかけ慎重に検討してまいりたいと考えています。

災害時の飲料水確保については、現在策定中の潟上市地域防災計画に基づき最小限必要な量の飲料水を供給できる体制の整備に努めてまいります。

なお、包括的計画につきましては、広域水道整備協議会の動向を見ながら基本計画の完成を待って集中改革プランとの整合性を図り、全体的な経営健全化計画の中で十分な検討を加え具体化していきたいと考えています。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番、再質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 1つめの高額療養費の扱いについてなんですけれども、確認なんですけど、市長の答弁にもありましたけれども、短期保険証の方には認定証を発行するというのでよろしいのかということです。

それから国保全般について私やはり思うには、資格証明書を発行されている世帯があるということは根本的には国民健康保険税が高すぎるということが問題だと思います。この高すぎる問題については1984年、45%から38.5%に国庫負担が引き下げられたということで、この潟上市においても国保税を引き下げたくても引き下げることができない状態が続いているということで、やはりこの市としても国に対して国庫負担援助、補助をもっと多くすべきだということを書いていく必要があるんじゃないかと、そのように思います。

それから資格証明書の方についていろいろ言われましたけれども、やはり問題はなぜ納めなきゃいけないのかというところがよくわからないんじゃないかということもありますし、それからまた生活の困窮でどうしても払いたくても払えないということもあると思うんです。その点については、やはり市としても納付指導とか分納の約束もありますけれども、やはりその具体的に世帯に対して親身になって相談していく、解決していく、そういう態度が必要ではないかということで、この点についても伺いたいと思います。

それから保育料の関係についてですけれども、今年度対処していただくということで大変若いお父さんやお母さんも喜んでいると思いますけれども、この定率減税については来年も続きます。平成20年度には全面的な改正が必要ということでもありますけれども、父母負担がないよう、これからも頑張っていただきたいと、市から頑張っていただきたいというのが若いお父さんやお母さんの願いだと思われまますので、この点についての考え方についても伺いたいと思います。

それから水道事業についてですけれども、水道料金の統一についてはもう少し時間がかかるというお答えでしたが、どれぐらいのスパンでですね、5年とか10年とかそうい

うこともありますけれども、そこら辺の年度的なものもしこういうことだよというものがありましたら、大体の年数についても伺いたいと思います。

それから水道水源については昭和・天王1つずつということを用意しているということですが、この調査から供給するまでの時間帯については、年数についてはほぼどれぐらいみているのかということについても伺いたいと思います。

それで水道料金の統一についてですけれども、地域により高いところもあれば低いところもあります。残念ながらやはり低いところに合わせるといことはなかなか難しいと思いますけれども、大事なことはやはり料金の統一の過程の中で市民の方によく理解していただくと、市の方からもコンタクトをいろいろとってもらって対応をしながら合意をしていくということが大事じゃないかと。その点についての必要性についても市長からいろいろなことを考えているようでしたら考え方を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 11番藤原議員の再質問にお答えします。

まず1点めの短期証明書については、発行するというごさいます。

それから2点めの、いわゆる市民にとって親身になった相談をしてほしいということと市としてもっと頑張ってもらいたいということと、4点めの料金の統一については、もっとも説明、市民に理解を得るようにやってほしいということは当然であります。

水道の年数については、部長、担当課から答えさせます。

○議長（藤原幸作） 小林課長。

○水道課長（小林健一） 11番の藤原議員の再質問にお答え致します。

先ほど市長からも話しありましたとおり、料金統一に向けましては厚生労働省の方でも政令都市・中核都市については料金特区というものを設けて格差をつけている大きな市もごさいます。潟上市の場合は基本料金が5トン、10トンと当初から変わっている、差が出ておりますので、そこら辺について基本料金あるいは重量制の中でひとつ検討していきたいと考えております。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

.....
午前10時46分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。

伊藤産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 担当課長から引き続いて私の方からご説明申し上げます。

先ほど課長の方から料金統一に関して説明がありましたけれども、ただ、料金統一する場合、現在うちの方水源がそれぞれ6か所から、それから秋田市と井川町からの水源を利用しているところもございます。それらの水源地の診断調査すべて終わらないと、なかなか料金統一には時間がかかると。ただ、今、現在、基本計画、それから実施計画をやっている段階で何年を目処にということはちょっとお答えできかねます。

それから新水源、現在、昭和に1か所、それから天王に1か所、これは大清水の農村広場、それから天王は羽立北野の未認可の浄水場がございます。両方とも水量、それから水質とも今のところ問題ございません。ただ、水道の場合、未給水地域に水道を布設する場合、やはり厚生省の認可が必要でございます。ですから、これからその認可に向けた調査を今年度と来年度行いますので、それが終わり次第、平成21年度には認可がおりると思いますので、その後の整備にはなると思います。確実に実施できるというのは21年度ころから事業実施できるものと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番、再々質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） この地域にも水道を通していただきたいといういろんな地域から要望について、ある程度の年度ということを経済にも明示していくべきではないかということも私お聞きしましたけれども、その点についてはどうでしょうか。

あとは高額療養費の問題、それから保育料の問題については、十分な私満足できる答弁でしたので、あとは努力していただきたいと思っております。

最後にひとつお願いします。

○議長（藤原幸作） 小林課長。

○水道課長（小林健一） 先ほどは大変失礼致しました。

ただいまの質問でございますが、未給水区域につきましては先ほど伊藤部長からも答弁ありましたとおり、事業の変更認可申請が必要でございます。この点については今策定中の基本計画を見ながら、順調にいきますと平成20年度には認可変更を取得して、財政的な検討を行いながらなるべく早期にかかっていきたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

○11番（藤原典男） どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これをもって、11番藤原典男議員の質問を終わります。

今日の一般質問は午前中2件、午後2件ということに決めておりますので、これをもって午前中の一般質問を終わらせて休憩致します。なお、再開は午後1時と致します。

午前10時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

先ほどの一般質問の答弁中、体調を崩された小林水道課長は病院に検査に行き、午後から説明員を欠席されましたことを報告申し上げます。

17番中川光博議員の発言を許します。17番。

○17番（中川光博） 17番中川でございます。午後一番の質問ということでちょっと眠気も差す時間帯でございますけれども、眠気が起こらないようにきちっと質問してまいりたいと思いますので、行政当局の皆さんは宜しくお願い致します。

今日の私の質問は、大きい項目2つになります。1つは、教育委員会制度についてということと1つです。2つめは、行財政改革の進捗状況についてということになります。

1つめですけれども、教育委員会制度の総論の部分について質問をさせていただきたいと思っております。

昨年の12月の一般質問において私は子供行政の一元化、子供課の創設について提言をさせていただきました。子供を取り巻く教育課題は、ご承知のとおり山積している状況ではないでしょうか。子育て支援、幼保一体の問題、あるいは幼児虐待、いじめ、不登校、引きこもり、学力低下問題あるいは学習障害、いわゆる軽度発達障害、LD・ADHDの問題、あるいはアスペルガー症候群等の問題、また、さらに不審者対策、あるいはニート問題など教育課題というのは枚挙に暇のない状況ではないでしょうか。そしてまたどれ一つとっても待ったなしで手を打たなければなりません。果たしてねらったところに矢が一直線に届くような的確で迅速な施策を施す十分な体制が我が潟上市教育委員会に整っているのでしょうか。その問題点と可能性について、制度の枠組みということについて質問をさせていただきたいと思います。

今回同僚議員より、一般質問において教育分野の各論についての多くの質問が提出さ

れております。豊川小学校の問題、いじめの問題、LD・ADHDの問題、給食費未納の問題、さらには幼児教育、子育て支援の問題、あるいは地域の教育資源など関心の高さも物語っていると思います。現在の制度枠組みで、果たしてこの多くの教育課題に対応していけるかどうかということが私の1つめの質問の焦点であります。

それでは質問の要旨に則って質問を始めさせていただきます。

1つめ、教育委員会制度について。

いうまでもなく教育行政の根幹は、学校現場や地域の教育課題をしっかりと受けとめながら、その課題解決に向け迅速に具体的に現場と一体となった取り組みがなされることではないでしょうか。そして同時に、その政策決定や行政運営についての説明責任とプロセスの開示が公開されていることが必要です。さらには事業の結果、成果を教育委員会が精査・評価し、市民に広く公表しなければなりません。そして、まさにその役割の中心を担うのが現在の教育委員会ということになります。この教育行政の一連の流れ、①市の教育政策づくりの基礎となる実態調査・分析、②教育政策の基本方針の策定、③具体的な政策づくり、④行政運営、⑤結果・成果の精査・評価、⑥市民への説明、この一連の流れが教育委員会会議で徹底的に協議されていることが重要です。

しかし、現場の教育委員会制度では、教育委員数が限定されていることで地域の各界各層の代表制、つまり住民代表制が十分反映させることや専門性を担保する上で不十分であること、また、月1、2回の会議では協議に十分時間を確保できないなどの問題も抱えているのではないのでしょうか。現在の教育委員会会議の充実をさらに図りながら、同時にこの制度の不備を補完するためにも教育審議会のような機関の設置が必要です。市教育行政の政策形成過程への広範な各界各層からの市民の参画、さらに専門的な知識・機能を充実するためにも設置が求められます。人選についても、広範な各界各層、専門的な知識を有する人材が必要です。市内在住者にとどまらず、県内・県外も視野に入れることが必要ではないのでしょうか。教育委員会会議、教育審議会の2つの会議が役割を明確にした上で有機的に連携し、学校現場や地域の教育課題に迅速に、そして的確に手を打っていくことが求められます。この観点から質問を致します。

その1、現在の教育委員会会議の中身と公開と広報機能の充実についての質問です。

教育委員会会議ではどのようなことが協議されていますか。

開催頻度はいかがですか。

現在の教育委員会会議での協議内容で山積する教育課題についての協議は十分だと思

ますか。

教育委員会議の活性化を図る上でも教育委員会議を積極的に市民に公開すべきです。いかがですか。

教育委員は、現場が必要な教育ニーズを把握し政策に反映しなければなりません。学校や地域での移動教育委員会議や校長会を開催したらいかがですか。

ホームページを活用し、教育委員会議の議事録の掲載、また、住民の要望などを受けつけるためのEメールアドレスの公開をしたらいかがですか。

その2、教育審議会を設置について質問をさせていただきます。

教育委員会議を補完し、広く市民に開かれた教育行政（政策形成過程への市民の参画）の推進と学校現場や地域の教育課題に迅速に対応するための専門的・技術的知識の導入等をねらいとした、いわば住民代表制と専門制を合わせ持つ教育審議会を設置すべきです。いかがですか。

人選についても、市内在住者にかかわらず所期の目的を達成するための人材が必要です。県内・県外も含めて人選すべきです。いかがですか。

教育審議会についても積極的に市民に参開されるべきです。いかがですか。

その3、教育委員会議と教育審議会と教育委員会事務局との役割分担について質問をさせていただきます。

教育審議会は、主として教育政策づくりの基礎となる実態調査・調査のまとめと分析・実態調査の結果を公表。さらに意見交換を進めるための市民会議等を開催し、地域の広範な各界各層の意見を集約する。

教育委員会議は、主として教育審議会の報告を受け教育政策課題の設定・大綱方針設定等を担う。さらに教育委員会事務局が事業をどのように実施し、いかなる成果を達成したのかを評価する。

教育委員会事務局は、課題や大綱方針を受け具体的な政策立案化と執行・事業管理を実施する。

この役割分担の明確化と教育委員会議による評価の導入は、教育行政への緊張関係を生みつつ、相互にそれぞれ役割を果たしていくことにもなります。新教育行政システムの創設について見解はいかがですか。

大きな項目の2つめの質問に入ります。2つめは、行財政改革の進捗状況についての質問になります。

既に潟上市行政改革大綱が発表されてから2年めに入りました。合併してからは3年めの今年は行政・議会にとってまさに正念場の1年であろうと思います。特に行財政改革が、実施計画に則り着実に実施されることが大前提です。むだをなくし効率のよい行財政運営ができるのかどうか、一刻の時間のむだも許されない状況ではないでしょうか。行政課題に即し財政運営の経営戦略化を図り、行政評価の結果を踏まえ財源をどの分野に効率よくむだなく重点的に配分したのか、あるいはその根拠は何なのか、また、それに伴う行政コストは幾らなのか、そしてそのことをわかりやすく市民に情報公開され説明責任が果たされているのか、このことが行政・議会常に問われ続けます。行政・議会はしっかりとその責任を果たし、行政・議会両者とも市民の期待にこたえなくてはなりません。この観点から質問を致します。

その1、昨年に行財政改革大綱の中に財政状況について、19年度に市民にわかりやすい予算書を作成し財政の透明化を図るとともに、市民に対する説明責任を果たすことを約束していますが、進捗状況はいかがですか。

その2、行政分野別にコストの概要が見える「一般会計の款別・性質別経費の状況」についての説明はそこにありますか。

その3、財政目標の目標値について、21年度までの3年間の変更はありますか。経常収支比率、公債費比率、実質公債費比率、財政力指数についてはいかがですか。

その4、一般会計、特別会計の地方債の現在高は幾らありますか。

その5、一般会計、特別会計の地方債の返還計画はどうなっていますか。

その6、厳しい財政運営が求められる中、19年度予算の編成に当たり従来型の財政部局主導の予算作成方式でしたか、それとも各部署で各事業の内容を吟味し事業の必要性や効果を測定しての自己責任のもとに予算編成を行っていくような方式でしたか。今後についてはいかがですか。

その7、行政評価制度の導入について、市の予算編成や総合発展計画と連動した行政評価システムの構築を18年度に基本設計を終了し、19年度には一部部署についてトライアルする計画でしたが、進捗状況はいかがですか。

その8、トライアルについても、内部評価にとどまらず外部評価や評価結果の公表をしていきますか。

その9、トライアルを一部実施する部署はどこになりますか。

以上、大きな項目2つについて質問をさせていただきました。行政当局の真摯なご答

弁をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 17番中川議員の一般質問の2点め、行財政改革の進捗状況についてお答えを致します。

その1の市民にわかりやすい予算書についてであります。潟上市行政改革大綱では平成19年度から実施することとなっております。市民向けのわかりやすい予算書は現在作成中でありまして、できるだけ早期に作成し、市ホームページや広報に掲載するなどして、市民の皆様がいつでも手軽に閲覧できるようにしたいと考えています。

平成19年度予算は、潟上市総合発展計画策定後の最初の予算編成であり、予算の概要を市民に広く理解していただくことは大変重要なことであると認識しております。

構成としては、先の議会全員協議会でお示した平成19年度予算の概要に準じ、総合発展計画の体系ごとに分類したものとする予定ですが、より具体的でわかりやすいものにしたと考えております。

その2の一般会計の款別・性質別経費の状況についてであります。性質別予算の状況については先の予算概要にお示したとおりであり、これについては市民にわかりやすい予算書にも掲載する予定でありますが、行政分野別の資料までは掲載する予定はございません。今後、他自治体の状況も見ながら検討してまいります。

その3、財政指標の目標値についてであります。現在の目標値は新市建設計画財政計画に基づく推計値のままでありまして、平成19年度の目標値は経常収支比率94.3%、起債制限比率10.6%、公債費比率15.6%、財政力指数0.29となっております。また、実質公債費比率は平成17年度決算で初めて採用されたものでありまして、18%がひとつの目安とされております。現在の目標値は、その後の地方制度改革により必ずしも現状にあったものとはいえないことから、より実情を踏まえた数値に今後見直ししてまいりたいと思います。

その4、一般会計、特別会計の地方債現在高についてであります。平成18年度末での見込みは一般会計では146億6,702万9,000円、介護保険事業特別会計では7,479万9,000円、有線放送事業特別会計では8,760万円、農業集落排水事業特別会計では19億2,720万2,000円、下水道事業特別会計では107億8,647万3,000円、合併処理浄化槽事業特別会計では2,990万円、水道事業会計では39億1,800万9,000円となる見込みでありま

す。

その5、地方債の償還計画についてであります。平成19年度償還額は一般会計では元金15億1,417万9,000円、利子3億1,527万2,000円、介護保険事業特別会計では元金2,160万1,000円、利子191万9,000円、有線放送事業特別会計では元金1,750万円、利子235万1,000円、農業集落排水事業特別会計では元金6,599万8,000円、利子4,893万6,000円、下水道事業特別会計では元金5億8,053万5,000円、利子3億1,482万7,000円、合併処理浄化槽事業特別会計では利子65万円、水道事業会計では元金1億8,462万3,000円、利子1億2,811万9,000円となっております。

なお、一般会計は平成19年度が償還のピークとなり、今後は減っていくものと推計しております。

その6、予算編成方式についてであります。基本的には従来型の予算編成方式でしたが、一部については予算編成方針に基づき担当部署へ予算の枠配分を行い創意工夫による予算編成を行っております。

担当部署の創意工夫を最大限に生かす枠配分方式については、国から示される地方財政対策や地方財政計画の時期的な問題がありますが、本年度一部実施したことを検証し、今後検討してまいりたいと存じます。

その7、行政評価の導入についてお答え致します。

行政評価制度については、市民の満足度を高めるという観点から、事務事業を客観的に評価することで事業の見直しや取捨選択を行い行政改革につなげることを目的としております。

その取り組みとして、平成18年度は導入自治体の問題点や課題を中心に調査・研究を進めており、平成19年度では事務事業評価を一部試行し、予算査定に反映していきたいと考えております。

この評価の内容を受けて、問題点等の課題などを調整しながら平成20年度に評価対象事業を拡大し、実施していくスケジュールとしております。

その8および9として、行政評価制度を導入するにあたっては総合発展計画に掲げる施策の体系に沿って事務事業を評価するシステムとし、外部評価機関の設置や公表等については、この後協議検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 17番中川議員の質問にお答え致したいと思います。

最初に基本的な考え方を述べておきたいと思います。

私はこれまで、どんな子供も将来に対して大きく育てる責任があると考えまして、保護者・地域・関係機関一体となって教育行政を進めたところであります。その観点から私は申し上げたいと思います。

その1の教育委員会の公開と広報機能の充実についてであります。ご承知のように教育委員会は地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として都道府県および市町村に設置されているもので、首長から独立した行政委員会として位置づけがされているものであります。

ご質問の1つめの教育委員会ではどのようなことが協議されていますかとのことですが、これは地方教育行政の組織および運営に関する法律に基づいてきちんと行っているところであります。この項目には第23条に19項目がありますけれども、そのほかに先ほど申し上げました、いじめの問題、虐待の問題、こういう問題に対しても直ちに対応してきたところであります。

2つめの開催頻度についてであります。委員会会議規則に基づいて月1回の定例会のほか必要に応じて臨時会を開催致しております。

3つめの委員会での協議についてであります。諸々の問題等については十分時間をかけ協議をいただいております。

4つめの会議の公開についてであります。これについても規則で傍聴できる旨取り決めてありますので、いつでも希望があれば傍聴することができるのであります。

5つめの学校や地域での公聴会の開催の必要性であります。合併後、教育委員会ではこれまで各小中学校および幼稚園、保育園への学校・園訪問を毎年開催し、現場の生の声を聞いたり、また、年2回行われるみんなの登校日に積極的に参加するなどして身近な意見を取り入れています。

6つめのホームページの活用についてであります。先ほど申し上げましたように会議についても傍聴も可能でありますし、必要であれば会議録の閲覧もできますので、気軽にお問い合わせいただきたいと思います。

なお、Eメールアドレスの公開については現在のところ考えてはおりません。教育委員会のEメールアドレスを呼び出しますと各課にかかりますので、これで十分ではないかなと思っております。

その2の教育審議会の設置についてであります。現在のところ考えておりません。これは市長のところに教育行政が、革新の市長、あるいはこの教育委員会に対する考え方をもう少し改めたらいいんじゃないかという、これはあくまでも提言であります。そういう意味で、今のところはこの教育審議会の設置は考えておりません。先ほど申し上げましたように、今朝のマスコミにもありましたように、現在、中央教育審議会、教育再生会議等々で今いろんな議論をしておりますので、その推移を見守りたいと考えております。

教育現場である小中学校ならびに幼稚園にそれぞれ学校評議員会が置かれ、年数回開催されており、広くPTA関係や地域の方々からご意見を取り入れています。このようなことから、広く地域住民の意向を反映した教育行政を推進しているところであります。

議員におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（藤原幸作） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） 市長、教育長、ご答弁大変ありがとうございました。ご答弁いた中でまたちょっと質問をさせていただきたい部分があります。

先に市長にお答えいただいた2の行財政改革の進捗状況についてということで、その1の市民にわかりやすい予算編成書を現在作成中だということですので、本年度、来年度から始めるということですので4月1日まで期待したいと思います。

また、その2ということで、わかりやすい予算書の説明というのがどういう内容になっているかというお話しで、それを十分フォーム等についても検討していただいていると思いますけれども、1つ確認させていただきたいことがございますけれども、その2の中の一般会計の款別、いわゆる分野別の性質別経費の状況について他の市町村の状況を見ながら今後取り組んでいきたいという今お言葉、ご答弁をいただきましたけれども、私たちの潟上市では必要だと思いますかいかですか、この点またお答えいただきたいと思います。

あと、その3の部分ですけれども、実は平成17年の決算を昨年9月に既に終わっていますけれども、平成17年度の決算指標につきましては当初の計画よりですね大変いい結果だったと思います。経常収支についても97.6%の計画のですね91.2の実績と、すばらしいことです。また、公債費比率につきましても17.3を予定していましたが16.4ということで、これも大変すばらしい数字ではないでしょうか。財政力指数につきましても

も、当初0.307の計画でしたのが結果的に0.33まで上がったと、こういうことですので、平成17年度の結果については予想した以上にそれぞれ取り組みがいい取り組みだったのではないかなと考えております。18年度のですね結果というのは今年の19年度の9月に出るわけですがけれども、既に18年度終わってまして後は事務局な整理整頓だけですがけれども、この18年度の結果がどういうふうになるのか、これはまたかなり関心を高く持ちながら見ていきたいと思えます。

先ほど市長の方から19年度の計画については、今年の3月の指標そのままのお話しをいただきました。経常収支比率、あるいは公債費比率、あるいは財政力指数等々、さらに実質公債費比率というのはまだこれからちょっと十分考えなければいけないということでしたけれども、19年度についてはそのままの数字でいくんだよというお話しをちょうだい致しました。ちょっと心配なところもありますけれども、18年度の結果がちゃんとした状況が出るのは9月ですがけれども、ある程度3月末の予想を閉めていただいて、果たしてこの19年度あるいは20年度、21年度の指数が、計画がこれでいいのかということとは再度吟味が必要なのかなと思えます。この点もちょっとお答えいただければと思えます。

あと大変申しわけないんですが、さっき地方債のですね一般会計の残高、特別会計の残高ということで個別にかなり詳しくご答弁いただきました。ありがとうございます。トータルの足し算をちょっと教えていただけますでしょうか。

あともう一つ、その8、その7、行政評価制度の導入ということについてちょっともう一度確認とお願いと、そのあたり含めてですがけれども、今年の3月に出した中身については18年度に基本設計を終了すると。19年度については職員の研修と一部トライアルをするんだと、実施していくんだよという話がありました。市長からも今同じお話をちょうだいしましたがけれども、先ほどご答弁の中の事務事業の一部についてトライアルしていきたいと。さらには20年度以降、総合発展計画に則りながら行政評価の事業を拡大していくというお話をちょうだいしましたんですが、この19年度に実施する事務事業についてはどういう事業についてトライアルを導入するのでしょうか、それを教えていただきたいと思えます。

あと教育長の方のご答弁の中で、これも日ごろのですね教育行政の取り組み、十分ご答弁の中でわかりました。一つこれも教えていただきたいことがございます。私の質問の焦点は現在の教育委員会の制度、つまり教育委員の皆さん5名いらっしゃいます。教

育長をはじめとして、あるいは教育委員長をはじめとして5名の皆さんいらっしゃるんですけども、先ほどの答弁ですと月1回の定例会、さらには学校現場に、あるいは幼稚園現場に年1回ほどなんでしょうか出向いて現場のヒアリングをしてるよと、さらには必要な場合は臨時で会議を開いて、そのあたりの政策づくり、作戦づくりに生かしているよというお話しでしたけれども、その頻度で果たして5名の皆さんでこの大きな山積する教育課題について果たして十分な議論が、あるいは協議がなされるのでしょうか。臨時会も開催するというお話しでしたけれども、昨年度について、18年度まだ終了していませんけれども、ちなみに月1回の定例会のほかに臨時会というのは何回開催されて、あるいは時間はどのくらいの時間で協議されているのでしょうか。私の関心は、心配事というか関心は、やはりその教育委員会議だけではちょっと心もとないのではないのでしょうかということを申し上げたいんです。それを補完する意味でですね、さらに広範な市民、市外も含めてですね各層から、あるいは専門的な人材も入ったですね教育審議会がどうしてももう一つ外の周りに必要なのではないのでしょうか。さらに、その教育委員会の事務局が実施するというので、一回り、二回り、三回りの組織づくり、これが必要なのではないのでしょうか。幸いと申しますか既に資料をちょうだいしています19年度予算概要の中で、総合発展計画の5「生涯の学び、創造性を育む教育と文化のまちづくり」の中に、19年度予算の中に社会教育中期計画の策定136万9,000円、教育ビジョン検討委員会の開催41万円等々あります。多分いろんな教育課題に対していろんな検討委員会をつくるということだと思いますけれども、その都度の教育課題について何々委員会とかビジョン検討委員会とか準備するのではなくて、常設のしっかりした人材の入った審議会を準備して、先ほどからありましたように幼児から学校に入る前の就学前の子供さんから学校に入った後の就学後の子供さん、あるいは中学校・高校に至るまでもうとにかく子供を取り巻く施策の連続性と継続性というのはやはり必要だと思います。そのたびごとに教育課題について検討委員会を開催するのではなく、やはりきちんとした人材の入った審議会を準備して、一連の子育て支援等々からやはり青少年の健全育成の分野まで、あるいは学校教育・社会教育・生涯教育全分野まで一つの芯の通った施策を連続して、継続して行っていけるような、そういうものが必要ではないかな、こういうことですので、そう思っていますので、そのあたりももう一つお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 中川議員の再質問の4点ばかりありますが、第1点めの、その2の一般会計の款別・性質別経費にとって、潟上にとって必要か必要でないかというようなお尋ねですが、性質別予算のことについてはこれはやりますということで、それから行政別分野別の資料については現在やる必要は感じてないと。ただし、これも他自治体の状況を見ながら今後検討するというごさいます。

それと、いわゆる経常収支等々の18年度の決算ももうそろそろということで、いわゆる公表できないかということですが、ご承知のように18年度の出納閉鎖は5月31日でありますので、5月31日ころにならなければ正確な数字は出てこないということでご理解願いたいと思います。

それから3のトータルと4の8、9について事務事業のトライアルについては、助役が答弁致します。

○議長（藤原幸作） 鑑助役。

○助役（鑑 利行） 17番の中川議員にお答え申し上げます。

2点ほどですが、一般会計、各特別会計、水道会計を含めた現在高は314億9,101万2,000円でございます。

それから先ほど市長から答弁あった平成19年度では事務事業評価を一部試行云々ということに対しての再質問でございますけれども、これにつきましては、まず事務事業の一部トライアル試行について基本構想にあります基本目標の6項目の一部をトライアルするものでありまして、6項目のうち平成19年度にトライアルする項目については直ちに検討してまいりたいと、このように考えておりますので宜しくご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 中川議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど現在の教育委員会制度、いわゆる人数がそれで十分なのかという話と、それから教育審議会を設置したらいかがかという話でありますけれども、その意見のいわゆる審議の吸い上げ方だと思っております。私どものところでは社会教育委員も公民館運営審議委員も生涯学習ももろもろあります。すべての面からですね、それを吸い上げて私どもは政策を実施しているところであります。

それから、山積する課題にすぐ対応できるのかというふうにありましたけれども、私としてはいつの場合でもですね直ちに対応できるような体制はとっているつもりであります。そのことをご理解願いたいと思います。

それから、就学前から子供たちの教育は大事だということは当然のことです。このことについては、既に就学前教育が大事であるとしてとらえて幼保一体検討委員会を設けております。それから幼小の連携も含めておりますし、中小の連携も事業として始めるところであります。そういう意味で十分私は対応できるようにしていきたいと思いますが、これからもご指導のほど宜しくお願い申し上げたいと思います。

終わります。

○議長（藤原幸作） 17番、再々質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） 本当に真摯なお答えありがとうございました。

2つだけお話しさせていただきますが、1つ、行財政改革の方ですが、本当に雑駁な数字で大変恐縮ですが、去年の地方債の合計はですね317億6,000万強、現在が314億9,000万強ということで、昨年より3億ほど地方債（借金）が減っていると、こういう状況のお話しをいただきました。先ほどもお話しさせていただきましたけれども、ぜひ5月31日ですね指標出ましたら、19年・20年・21年のやはり経常収支比率、公債費比率、実質公債費比率、財政力指数の目標についてぜひもう一度見直しをしながらローリングしていただきたいなと思います。

あともう一つ、行政評価制度の実施についてちょっと遅いんじゃないかなという感想を今持ちました。19年度からどこかの部署で、あるいは事業計画で行政評価制度をスタートさせるということでしたけれども、まだその部署は決まってないと、これから検討するんだよというお話です。今日が26日で3月31日までまだ若干日取りはありますけれども、やはり平成19年度の事業、既にやはり詳細までですね決まって当然なのではないかなと。これはもう市長が、いつも市長報告の中で財政の大変厳しい状況というのは毎度お話しいただいています。その財政の健全財政に直接結びつく行政評価制度ですね、ぜひもっとそこに目を向けていただいて、もっと早めにスタートすべきんじゃないかなと思っておりますし、もし人がその部署に足りないのであれば大胆に重点部署に人を配置すると、こういうお考えも持ちながらぜひ4月以降進めていただきたいと思います。この行政評価制度については市民の皆さんも大きな期待を寄せているはずですので、宜しく願いたいと思います。

あと、教育関係でお尋ねがあります。さっき教育長のお話で、社会教育委員会、公民館運営審議会、さらに本年度の予算にありますとおりのビジョン検討委員会、あるいは生涯学習についての検討委員会もあるようです。私が一番心配なのは同じメンバーが重なりながら同じような話をさせていただいては、それぞれの分野でいただいてもやはりロスも大きいのではないかと。そのあたりのこの4つの、今ある2つの委員会、さらにはこれから今スタートしようとしている2つの委員会、この構成のメンバー、どういうメンバーがその各分野の教育ビジョンについて検討するのか、同じメンバーが入って同じような話をするのはやはりロスが大きいと思いますので、その点も十分考慮に入れながら、それこそ射た矢が的に届くような施策を十分取り組んでいただきたいと思います。宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 中川議員の再々質問の1点め、出納閉鎖の数字が出ますので、その後直ちに取りかかりたいと思っています。

2点めの行政評価制度については遅いという感じですが、私たちもできるだけ早く取りかかりたいと感じております。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 各種審議会の委員が重ならないようにと、私どもそのようにやっているつもりでありますけれども、今ご提言ありましたことを十分踏まえながらやっていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これをもって、17番中川光博議員の質問を終わります。

○17番（中川光博） はい、ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） 16番菅原久和議員の発言を許します。16番。

○16番（菅原久和） 16番菅原久和です。今日最後の一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。次の2項目について質問をします。宜しくお願い致します。

質問事項の1番めとして、豊川小学校の改築についてであります。

潟上市総合発展計画の基本構想の中に「特色ある学校づくりと創造的な教育過程を通して、幅広い視野に立って柔軟に考え、郷土を愛し、思いやりの心を持って自ら行動できる子供たちを育むよう学校教育を充実させること。地域全体で人づくりを進めていく

という観点から、ふるさと教育の推進や地域活動等、子供の居場所の確保に努めるなど、学校・家庭・地域が連携し、一体となって児童生徒の健全な育成を図ること」とあります。

地域のシンボルである豊川小学校は創立130年を過ぎ、この間、地域をはじめ国内外に活躍する多くの人材を排出し、現在に至っております。

豊川小学校の教育の心髄は、地域の人々の豊かな人間性、自然環境等さまざまな地域資源に支えられ、この歴史を重ね今日に至っております。

地域教育の特色として、聖農石川翁の教訓を基本理念とし、「自らを律し、他を思いやる心」を育て、学校と地域が一体となった特色ある豊川教育を実践してきました。例えば、地域と学校との合同運動会を実施しているほか、学校とPTAが主催する夏祭りでは地域住民も大勢参加しております。また、学校田や学校畑を地域住民が管理し、とれた米で餅をつくなど子供たちが収穫の喜びを体感できる感謝祭を学校で実施しております。

豊光会の活動として、会員メンバーが豊川小学校を訪れ、昔遊びや縄ないなど異世代交流を行っているほか、豊川コミュニティ主催の豊川コミュニティ祭りを実施し、保育園・小学校の園児・児童の作品展を行うなど、地域と学校とが一体となって子育てを実施しております。

現在の社会情勢において、子供の教育は学校任せという風潮が多い中、このように地域・家庭・学校が一体となって子育てを実践している地域は他のモデルとしても誇れるものであり、豊川方式を残していきたいと思っております。この豊川方式こそ潟上市総合発展計画の基本構想に合致したものと思っておりますが、豊川小学校の今後の方針について市長の考えはいかがでしょうか。

平成18年度市長施策方針の中で、新市建設計画にある豊川小学校の改築は地域における長年の悲願である、こういうことからその実現のために全力で取り組むとして、潟上市総合発展計画にも明記され、18年度において豊川小学校改築基本設計委託料の補正をし、建設の具体化に向けて調査に着手したところで、豊川小学校改築の実現に近づいたと地域住民は安堵の胸をなでおろしておりました。

しかしながら、本年2月13日の全員協議会において市長は、潟上市の教育環境、学習環境のあり方について次のように述べられました。「今後、児童数・生徒数が減少傾向にあることが懸念され、中でも豊川小学校の児童数の減少が顕著である。20年度から複

式学級が始まり児童数の減少はさらに進むと推測され、それに伴い教員数も減少し、学年・学級活動や行事・スポーツの活動にも支障を来すことも危惧されてくると同時に、築40年を経過した校舎は老朽化が進み早急な対応が求められていることから、県教育委員会や教育庁総務課施設整備室等と学校建築について協議相談を行い、その中で「学校建築にあたっては1学年1学級の建築はできるだけ避け、10年くらいは複式にならないようにする。」「学校建築費が18年度から補助金から交付金に移行した。」また、「合併により学校の統廃合も進み、新たな校舎建築が増加する傾向にある。」と指導、指摘を受けており、豊川小学校が地域とともに一体となって築き上げてきた地域の力、教育力、すぐれた幾多の人材の育成、排出してきたことは衆目の認めるところでありますが、教育をめぐる情勢、子供たちを取り巻く環境は日々刻々激動しており、しっかりした教育環境や学習環境の中で地域の力を借りながら将来に向かい心豊かにたくましい渦上の子供たちを育成するのが責務として、教育ビジョンにある渦上市全体の施設を含めた教育環境、学習環境のあり方を検討することにし、全市から20名程度の検討委員会を立ち上げ、1年以内で答申をいただくことにしました、と述べられました。この検討委員会の立ち上げと平成18年度の市長の施政方針との整合性について、市長のお考えをお聞かせください。

また、渦上市は県内の人口減少地域の中にあって人口の増加している市ですが、豊川地区においては人口減少、少子高齢化、過疎化、核家族化という一連の社会現象が起きており、何らかの政策を講ずることが必要と思われまます。

今後の豊川小学校を維持していくための条件として児童数の増加を図ることが第一と考えますが、例えば地域環境を整備し、豊川地区に定住を図る取り組みなどの施策を講ずるお考えはあるものでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

2番めとして、下水道水洗化率の向上についてであります。

下水道事業は快適な市民生活には必要不可欠なもので、水洗トイレなどの生活環境の改善と海・川・湖などの公共水域の水質保全を目的に昭和51年度から着工し、以後、年次計画により整備が進められてきました。

これにより平成17年度末の普及率は、公共下水道・農業集落・合併浄化槽を合わせると79.4%と全県で7、8番めであり、公共下水道だけを見ますと普及率は70.4%で全県で5番めとなっております。水洗化率は76.5%で全県で6番めとなり、当市はよく整備されている方だと思えます。

しかしながら、せっかく布設されているながら水洗化せずにいる世帯もその4分の1ぐらいはあるということで、行政当局として今後も引き続き水洗化への普及に取り組んでいかなければならないものと思います。

そこで、市の集会施設の水洗化の状況を見ますと、天王地区は100%普及しておりますが、飯田川地区は約85%、昭和地区は40%と地域により相当のばらつきがあり、これをまずすべて100%にすることが市民への第一の水洗化呼びかけにつながることを思います。今後の公共集会施設の水洗化の計画はどうなっているのでしょうか。また、一般家庭の水洗化への普及をどのようにしているのでしょうか、お考えをお聞かせください。

以上、宜しくご答弁をお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 16番菅原議員の一般質問の第1点め、豊川小学校の改築についてお答えを致します。

最初に、教育ビジョン検討委員会（仮称）を設置することに至った基本的な考えを述べておきたいと思います。

議員ご承知のように、平成18年3月に合併を機に潟上市教育ビジョンを制定し、潟上市の将来像を見据えて取り組むべき教育の指針、基本方針、重点事項を定め、常に見直しを図りながら教育を進めてきたところであります。

その現状と課題で、特に児童数・生徒数が出生率の低下や社会全体の姿が沈静化したことなどにより減少傾向にあることが懸念されていると指摘してきたところであります。

その中で、現状を見ますと豊川小学校の児童数の減少が顕著であり、子供たち、保護者や地域の人たちにとっても教育効果、特に教育環境や学習指導上の環境が憂慮されるのではないかと心配が出てきました。19年度入学生は6名となり、20年度から複式学級が始まり22年度には2つの複式学級ができ、これまでの児童数減少率から推測しますと5年後の24年度には43名、10年後の29年度には23名、その後も減少が続き15年後の34年度以降には数名になるものと思われれます。そうなりますと教員数も減少し、学年・学級活動や行事等の学校運営に加え、スポ少の活動等にも支障を来すのではないかと危惧もあります。同時に、大事に保ってきたとはいえ築後44年経過した校舎が老朽化が急速に進んでおり、早急な対応が求められておりました。このような事態を踏まえ、教育委員会では次の対策を講じてきたところであります。

絶えず県教育委員会や教育庁総務課施設整備室、秋田地域振興局等と学校建築や学校

の教育環境、学習環境について協議相談を行い、指導を受けてきました。このことについては先ほどの16番の菅原議員の質問にもありましたが、結果、現在まで県から指摘されていることは、1つめは、学校建築にあたっては1学年1学級の建築はできるだけ避けてほしい。さらに10年くらいは複式にならないように。2つめとして、学校建築の建築費が18年度から補助金から交付金に移行したということ。3つめは、県内各市で合併により学校の統廃合も進み、新たな校舎建築が増加する傾向にあるということは、学校建築の予算そのものが切迫しているということであろうと思います。

議員ご指摘ように、豊川小学校が地域とともに一体になって築き上げてきたこの地域の力、教育力、すぐれた幾多の人材を輩出してきたことは衆目の認めるところであります。また、行事なども地域の人たちと一緒にやって行い、地域の融和を図ってきました。

しかし、ご承知のように経済や社会状況の変化、中でも最近では特に教育をめぐる情勢、子供たちを取り巻く環境は日々刻々激動しております。しっかりした枠組みの中で、教育環境や学習環境を構築する対応に迫られてきています。将来に向かい心豊かにたくましい渦上の子供たちを育成するのが我々に課された責務だと考えます。

改築を含め、先ほど述べました諸条件や現在の厳しい状況を踏まえると、この重大な時期を機に市の教育委員会委員各位の助言、指導いただきながら、教育ビジョンにある学校づくりの中で、思いやりの心をもって自ら行動できる子どもを育てるために、渦上市全体の施設を含めた教育環境と学校環境、学習環境のあり方等を検討することに致しました。

なお、検討委員会の構成については、豊川コミュニティとの話し合いの中で公明、公正を期して20名程度の検討委員会を立ち上げ、有識者の方々にご委嘱を申し上げ、1年以内で答申をいただきたいと考えております。

また、豊川地区の定住対策については、現在、渦上市の全市域を見据えた新たな都市計画を策定中であります。地方交付税の大幅削減などで厳しい財政運営が迫られておりますが、渦上市のまちづくり施策の中でハード・ソフトにわたって鋭意協議検討を重ねておりますことも、宜しくご理解のほどお願い申し上げます。

2つめの下水道水洗化率の向上策についてであります。渦上市の下水道整備、水洗化の現状は菅原議員が申し述べられた状況にありますが、自主財源の確保の観点から水洗化率の向上は重要課題と考えております。

ご質問の集会施設につきましては、本定例会議案である補正予算にて5施設、当初予

算にて2施設計上しており、あわせて7施設を19年度に整備する予定であります。一度での整備は困難なため、年次計画により順次整備してまいります。

また、一般家庭の向上策については、既存制度である融資あっせん制度の保証人数の緩和と個別訪問での勧奨を具体策として予定しております。

本定例会に未加入者の把握のため関係予算を計上し勧奨に向け準備を進めておりますが、今後は他自治体で実施している借入限度額の増額、助成金制度の創設、水洗化普及員の嘱託などについても検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 16番、再質問ありますか。16番。

○16番（菅原久和） 今、市長の方から答弁いただきました。県との折衝の中で、私先ほど申しましたように建てるにあたって児童数の減少というような話でありました。ただ私思うには、まず1つめとしてですね、この学校と地域が一体となった教育、これが豊川の教育のように私は思われます。これが基本構想に合致しているのではないかなということ、この豊川地区に根ざした教育、文化をこれを大事にして、まず守っていくような形で何とか考えてもらいたいということと、それから他の地区にない学校運営の観点からですね、例えばこの地域に合った特区制度の検討とかそういうことも考えられるのではないのでしょうか。

また、先ほど20年度から複式学級が始まることや、児童数の減少は今始まったものではないと私思います。これはもう前々から想像できる問題ではなかったかなと思いますし、その中でやはり豊川小学校の改築基本設計の委託料がついたり、そういう形で建設の具体的に向けているのではないかと私自身もまた地域の住民の人もよかったなという形で考えておりましたが、どうも先ほど検討委員会の立ち上げのことで説明ありましたけれども、潟上市全体の施設を含めた教育環境、学習環境のあり方を検討するというところでございますけれども、ちょっとその部分を考えますとですね、当初18年度の施政方針で実現のために全力で取り組むという姿勢が一步二歩後退したように思われるんですけれども、そこら辺のところは市長のお考えはいかがなものでしょうか。

また、この豊川地区の活性化のための都市計画的なことを考えるというような話でございました。例えば、市営住宅の建設をすとか豊川地区にある市の土地を民間に払い下げ定住化を促進するというようなこともあるのではないかなと思います。この地域は7号線を横に通っており、広域農道も整備されましてですね非常に利用が多くなり、交

通の便についてはいいところでないかなと思いますし、また、旧昭和の時代ですけれども山田にある土取場、通称土取場と私たち申しておりましたけれども、約10町歩、これ当初8,000万くらいで取得しまして、その後、県に土を売買して大体5,000万程度の収入が上がっていると思いますし、また、高速道路関連等で恐らくここの取得したのはもう採算はとれているのではないかなと思われまますこの土地がございます。また、槻木の農協の周辺には9,000平米の市の土地もあります。こういう土地を有効利用するという考えもできるのではないかと思います。特に今潟上市において市営住宅が410戸ほどあると伺っておりますけれども、これもある程度老朽化が進んでおりまして、この市営住宅をここに張り付けるとかというようなことは考えられないのかなと、こういうことを都市計画の中に、今作成中でありますけれども組み入れて、何とかこの豊川地区の活性化をということではできないものかと思っているんですけれども、そこら辺もう少し踏み込んだ形でご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 菅原議員の再質問にお答えします。

まず、豊川の文化・地域そういうもののあり方というものについては、これは否定するものではありません。何とか考えてほしいという気持ちもわかります。ただ、特区制度というものについては、この特区ということの具体的な内容等を残念ながら私まだ勉強しておりませんので、今後勉強したいと。

それから基本設計をやって大変喜んでいると、これも認めます。ただ、この基本設計は建築を前提するためもちろんであります。仮に豊川小学校を建築する場合どのくらいかかるかと、バックデータとして。ボーリングもやって、このボーリング調査に基づいて基本設計をつくったと。推計では8億、最小限度の教室数、現在の生徒数をみて8億。それから外構、それからプールなんかすると9億はかかると、こう想定しております。そのために今豊川地区が現人口生徒数が減少が謙虚だということは先ほど数値をしゃべりました。問題は、菅原議員の提言にあります市営住宅、あるいは今既存の土地の払い下げ、土取場等々も一考だと思いますけれども、仮に市営住宅を建築した場合、少なくともこれから国・県の折衝を経て例えばそれが補助金の該当になるかならないは保証の限りではありません。仮に国・県の了解を得て補助金制度を活用しても、3年か4年はかかります、具体的に。それと民間の土地、例えば具体的に天洋の跡地ということですか。民間に払い下げる土地があるでしょうということ。そうですか。これは払い

下げる方があればですが、これはまずさておいて、教育ビジョンと、それからご指摘の平成18年度の市長方針が後退しているのではないかと。これは否定するものではありません、否定はしません。

そういうことで、この後、豊川小学校の地区のもちろん子供たちの将来をいかにいい環境施設にするかというのがこのビジョンの検討委員会の本当の趣旨でありますので、それと定住環境の実現、提言がありましたことも含めてこの1年間で公正公平な検討委員を選んで、そして答申をいただきたいとこういうことでございますので、はっきり申し上げますのは、現在の児童生徒数の減少からいうと、先ほど県からも、県はこれは10年間は複式にならないようにと、1学級1学年という、これは県はどういうことかという補助の対象にはなりませんよということなんです。幾ら頑張っても。そういうこと。あるいは、例えば8億円、8億円かかる、外構も含めると9億円かかるとする。それでやる。そうすると15年度・16年度は生徒数がいなくなる推計が出ているんです。だとすると借金だけが増えていくと、財政的に。こういうことも我々一生懸命考えて、いわゆる豊川小学校の児童生徒も含めた教育ビジョンというものの立ち上げがぜひ必要ではないかと、苦渋の決断であります。理解願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 16番、再々質問ありますか。16番。

○16番（菅原久和） 今ご説明いただきました財政的な形、いろんな形、人口減という形、いろいろお聞きしましてそれもそのとおりなんですけれども、ただそれだけで解決できない問題、特に豊川、さっき私申しましたようにこの潟上市は人口増の部分がありますけれども、豊川地区においては過疎化していく状況にあります。それを何とか政策の力でですね人口を減らさないような、そういう施策を講ずる、そして子供、要するに児童数の増えるような形の要するにこういう形で増えるんだよというようなものがあれば、県あるいは国にしてもこの後の対応、こういうものがあるんだからというようなものがあれば必ずしもだめになる、要するに交付金が出ないというわけではないのかなと思います。いずれ、まず何としてもあの地域がですね活性化するような形をまず考えていただきたいと同時に、また、豊川の教育、これも大事にしていきたいということでひとつ何とかいま一度いい方向に向くようにひとつお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 菅原議員の再々質問の切実なる願い、あるいはねらいは十分理解で

きます。

豊川地区の過疎化ということについてはもちろんであります。国勢調査で潟上市が人口唯一の市でありますけれども、旧天王町も過疎化があるわけです。限定的な過疎化対策というものは私の責務であります。旧天王町の過疎化が進んでいるところもあるんですよ。これを全体の包含的に考えていかなければならないということでもあります。

ただし、人口増になるような施策、対策については、この後、議会とも十分協議を進めながら鋭意前向きに検討してまいりたい、こういうことでございます。

○議長（藤原幸作） これをもって、16番菅原久和議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。6番。

○6番（藤原幸雄） 大変貴重な時間でございますけれども、私から動議を提出致します。

ただいまの一般質問の中で、16番さん菅原久和議員の質問に関しまして一特定の団体の依頼を受けての質問を行った疑いがあります。こうした疑いが議員の一般質問にもたれること自体、議会ならびに議員の権威と品位を汚すばかりか、市政に対する不信感を高めることにつながりかねないと考えます。このことの実を明らかにすべく対応されるよう動議を提出します。

よって、この取り扱いについて議運を開くことを要望致します。

○議長（藤原幸作） ただいまの動議についてご賛成の方は起立願います。動議を取り上げるかどうか。今の動議。その前に議運という意味ですか…。

○6番（藤原幸雄） ですから、この取り扱いについてどう取り扱うかということの議運を開くことを議長に申し出しているところでございます。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時21分 休憩

.....

午後 2時23分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。

ただいまの6番の動議につきましては、議会運営委員会で取り扱いを協議します。

暫時休憩します。

午後 2時24分 休憩

.....

午後 2時57分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

5 番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 報告致します。

議会の運営に関する基準により、基本的には議員の質問権は議員の固有の権限として行うものであります。また、住民の要望・声を代行して「何々事務の管理はどうか」「何々についてこのように改善すべきでないか」など、質問であるからあくまで質問に徹するべきで、「お願いします」「お願いします」の連呼するような発言は厳に慎むべきものであります。

よって、16番菅原議員は一般質問において今後注意すべきであります。

以上、報告と致します。

○議長（藤原幸作） 6 番。

○6 番（藤原幸雄） どうも貴重な時間ありがとうございます。

ただいま委員長の報告で納得をしたので、動議を取り下げたいと存じます。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 動議の取り下げを認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日27日火曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでございました。

午後 2時59分 散会

